

(整理番号 722)

大阪地方最低賃金審議会
令和7年度第2回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会
議事要旨

1 日 時 令和7年9月3日 (水)
午後4時56分から同7時2分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出 席 者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議 事

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
- 労働者代表委員からは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金の底支えを図るためにも最低賃金の取組は重要である、産業の優位性を確保し、魅力を高め、人材の確保と定着を図る足がかりとしての特定最低賃金の改正が必要である等の理由から改正の必要有りとの主張があった。
 - 使用者代表委員からは、自動車産業の魅力向上や人手不足解消のための手段が特定最低賃金の改正ではない、今年度の大阪府最低賃金が過去最大の引上げ幅となっている等の理由から改正の必要無しとの主張があった。
- (2) 全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は本日の議論を踏まえ、引き続き改正決定の必要性に係る審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。